

双葉通信【第 248 回】(廃炉への道No.28) “電気は東京へ 放射能は福島に”

2025 年 6 月 20 日 上田 勉

原発事故後も変わらぬ司法の慎重姿勢 運転差し止めも確定事例なく 深掘り

「東京電力株主代表訴訟で 6 日の東京高裁判決は「想定外」とされた津波の予見可能性を認めず、一転して旧経営陣の賠償責任を否定した。福島第 1 原発事故を巡る過去の最高裁判断に近い内容で、司法の冷淡さを被災者に印象づけた。厳しい経営の東電は再稼働を急ぐ。

原発の運転差し止めや設置許可取り消しを求める訴訟では、東京電力福島第 1 原発の事故後、住民側の主張を認めて差し止めなどを命じる司法判断が相次いだ。しかし、1 審から 2 審へと進むにつれて結論が覆り、判断が確定した事例はない。事故後も司法の慎重な姿勢は大きく変わったとは言えない状況だ。

最高裁は 1992 年、四国電力伊方原発の設置許可取り消しを巡る行政訴訟で、「行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から司法判断をすべきだ」と指摘した。専門家を擁する国の判断をまず尊重し、司法は一步引いた審査に徹するべきだとする内容だった。この「伊方原発判例」は住民側にとって高いハードルとなった。

しかし、福島原発事故の発生で、国が推進する原発政策の裁量を広くとらえてきた司法に対しても、「甘すぎた」との声が上がった。運転差し止めなどを認めた判決は事故前に 2 件（いずれも後に取り消し）だったのに対し、事故後は認める司法判断が一転して 9 件と増えた。

関西電力大飯原発の差し止め訴訟で福井地裁は 2014 年 5 月、3、4 号機の差し止めを命じた。判決は「万一の場合にも国民を守るべく万全の措置が取られなければならない」と述べ、運転に高いハードルを課した。だが、18 年 7 月の名古屋高裁金沢支部は原発事故後の新規制基準を「最新の科学的、専門技術的知見を反映したもの」と評価。伊方原発判例に近い考え方で 1 審判決を取り消した。

住民側の訴えを認めた 9 件の司法判断はいずれも上訴され、取り消しとなるか、現在も審理が続いている状態だ。高裁段階で敗れた住民側が最高裁に上告した事例はなく、伊方原発判例は変更されず、現在も原発訴訟の判断基準のままだ。【安達恒太郎】（「毎日新聞」
2025/6/6 19:41（最終更新 6/6 23:28））

「誰も責任取らないの許されない」 原発訴訟で東電株主が上告

「東京電力福島第 1 原発事故を巡り、東電の株主約 40 人が旧経営陣に賠償を求めた株主代表訴訟で、13 兆円超の賠償を命じた 1 審判決を取り消した 6 日の東京高裁判決を不服として、株主側は 20 日、最高裁に上告した。旧経営陣が業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判で、最高裁は「刑事責任は問えない」との判断を示しているが、民事上の賠償責任についても判断を示すことになる。

原告の木村結さん（72）は上告後に記者会見し、「原発を運転する電力会社の経営陣は大きな責任を負うはずだ。あれだけの事故を起こして誰も責任を取らないことは許されない」と訴えた。」（「毎日新聞」2025/6/20 18:44（最終更新 6/20 18:44））



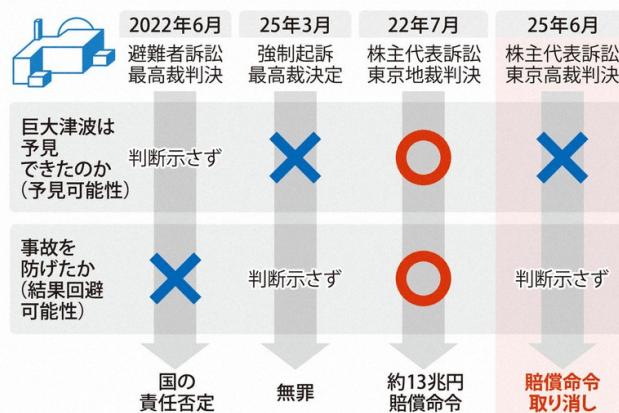
東京電力福島第1原発事故を巡り、東電株主が旧経営陣の責任を問う株主代表訴訟で判決が言い渡された東京高裁の法廷=2025年6月6日午前10時58分（代表撮影）

福島第1原発事故を巡る裁判の構図と結果①



福島第1原発事故を巡る裁判の構図と結果①

福島第1原癁事故を巡る裁判の構図と結果②



福島第1原癁事故を巡る裁判の構図と結果②